

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
柳崎眼科クリニック	川口市柳崎五―一七― 一〇パークシティ二F	平成二十七年一月二十 九日
医療法人徳嗣会 松 ヶ丘歯科	比企郡鳩山町松ヶ丘一 ―二―四タウンセンタ ―二階	平成二十七年二月二十 八日
ふじもと在宅緩和ケア クリニック	所沢市喜多町一六―七 第一武井ビル四階	平成二十七年三月二十 三日
みどり薬局	所沢市中新井二―六六 ―一	平成二十七年三月三十 一日
川口リバーサイド歯科 医院	川口市南町一―一―九 Tooth Village a ―F	平成二十七年二月二十 七日
吉武歯科医院	越谷市南越谷四―一三 ―三誠友第一ビル一F	平成二十七年一月三十 一日
薬局アポック 狭山東 三ツ木店	狭山市東三ツ木五―四 ―八	平成二十七年二月二十 八日
吉村外科医院	所沢市緑町四―三三― 六	平成二十七年二月二十 二日
久喜整形外科	久喜市吉羽一六―一六― 一	平成二十七年三月三十 一日
松山クリニック	東松山市殿山町三〇― 五	平成二十六年十月三十 一日
すい内科クリニック	八潮市中央一―三―二 〇	平成二十七年三月三十 一日

成和薬局	所沢市元町一七―六	平成二十七年三月三十一日
鈴木耳鼻咽喉科医院	三郷市三郷二―二―三岡田ビル三F	平成二十三年四月三十日
新榮薬局	三郷市高州二―一八二―一	平成二十五年十二月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
原 高広		花の木接骨葛飾区南水元一―三〇―院 一六		平成二十七年三月一日
熊谷 謙宏		はっとりほり・きゆうり接骨院（上落合院）	さいたま市中央区上落合三―一〇―二―一〇―一	平成二十七年三月三十一日
星 真		星治療院	越谷市北越谷四―三―一三 センチュリー山中三〇六号室	平成二十七年四月十日